

相続税申告書作成・基本プラン

サービス内容 **財産評価+遺産分割協議書の作成+相続税申告**

料金

(基本報酬算定の基礎となる遺産総額は、プラス財産の総額のことをいい、借入金等の債務、小規模宅地等の各種特例・配偶者控除・生命保険金等の非課税枠等の控除を行う前の金額をいいます。)

報酬総額は、<基本報酬> + <加算報酬> + <その他報酬>の合計となります。

<基本報酬>

遺産総額	報酬額
～ 5千万円以下	20万円
5千万円超 ～ 7千万円以下	30万円
7千万円超 ～ 1億円以下	40万円
1億円超 ～ 1億5千万円以下	50万円
1億5千万円超 ～ 2億円以下	60万円
2億円超 ～ 3億円以下	80万円
3億円超 ～ 4億円以下	90万円
4億円超 ～ 5億円以下	100万円
5億円超 ～ 7億円以下	110万円
7億円超 ～ 10億円以下	120万円
10億円超 ～	別途御見積り

相続人が2名以上の場合は

基本報酬×10%×(相続人の数-1) が基本報酬に加算されます。

(但し、既に遺産分割協議が整っている場合は、相続人の数に応じた加算は不要です。)

<加算報酬>

土地（1利用区分につき）	5万円
非上場株式（1社につき）	10万円

<その他報酬>

1. 金融機関残高証明書の取得代行	1行につき1万円 (別途実費)
2. 戸籍関係書類の取得代行	1万円(別途実費)
3. 遺産分割後の預金名義の切替代行	1行につき1万円 (別途実費)
4. 下記は実費を請求	
不動産評価に必要な資料の取得代行	
登記を行う際の登録免許税・司法書士報酬	
不動産鑑定報酬(必要な場合のみ)	
5. 遠隔地に該当する場合の交通費・宿泊費	実費
6. 下記は別途御見積り	
準確定申告を行う場合の報酬	
延納・物納を行う場合の報酬	
7. 申告期限内に遺産分割がまとまらない場合	申告報酬の30%
8. 遺産分割につき相続人間での争いがある場合は、別途報酬を頂く場合があります。	
9. その他	別途事前相談

* 遠隔地は、近畿二府四県以外が該当します。

* <基本報酬><加算報酬><その他報酬>全てについて消費税が別途必要になります。

* 弊社顧問先様は、下記の割引がございます。

- ①年間顧問料 50万円以上の顧問先様
上記により算出した報酬額から10%の割引
- ②年間顧問料 50万円未満の顧問先様
上記により算出した報酬額から5%の割引